

## 「こころの鈴」(子どもの権利相談室)

悲しいとき、こまったときなど、自分や友だちの権利が守られていないと感じたときは、「こころの鈴」にお話してください。

○ いつ? 月~木・土曜日 午後1時から6時  
金曜日 午後1時から8時

○ どうやって? 電話 0120-200-195 (無料)  
メール kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp

会いに行く 松本市役所大手事務所2階

※ 名前や学校名は言わなくてもいいです。秘密は絶対守ります。

※ うれしいことがあったときのお話も、聞かせてくださいね。



## わたしの「子どもの権利」せんげん!

自分やみんなの権利を守るために、こんなことを大切にします。

(「こまったことがあったら、だれかにお話する」など)

1 学期: \_\_\_\_\_

2 学期: \_\_\_\_\_

3 学期: \_\_\_\_\_



令和2年度 小学4~6年生向け子どもの権利学習パンフレット 「あかるいみらい」

令和2年5月発行

発行 松本市・松本市教育委員会

編集 松本市こども部こども育成課・松本市教育委員会学校指導課

お問い合わせ 松本市こども部こども育成課 こども政策担当

住所: 〒390-8620 松本市丸の内3-7

電話: 0263-34-3291 ファックス: 0263-34-3309

※ このパンフレットの名前「あかるいみらい」は、市内の子どもたちが考えてくれました。

令和2年度 小学校4~6年生向け 子どもの権利学習パンフレット

## あかるいみらい



「子どもの権利」って?

子どもの権利とは、子どもたちが元気に成長していくために、大切なものです。

年 組 名前: \_\_\_\_\_

みんなの学校がある、この松本市には、「松本市子どもの権利に関する条例」という決まりがあります。これは、大人も子どもも、みんなで「子どもの権利」を大切にしていくための決まりです。

それでは、どうして「子どもの権利」が大切なのか、条例(決まり)には、どんなことが書いてあるのか、学習していきましょう。

☆毎年11月20日は、「松本子どもの権利の日」☆

## 「子どもの権利」は、どうして大切なの？

つぎの①から③の絵は、「子どもの権利」が守られていると、どんなことができるかをあらわした絵です。「権利」が守られなかったら、どうになってしまうか、例をヒントに考えてみましょう。「権利」が守られなくても、元気でいられるでしょうか。

### 自分の力で育つ権利

例 わからないことは、教えてもらえる。



【権利が守られないと…】  
わからないことがあっても、教えてもらえない

### 安心して生きる権利

① みんな仲良く遊べる。



【権利が守られないと…】

### 自分らしく生きる権利

② 自分らしさを大切にもらえる。



【権利が守られないと…】

### 社会に参加する権利

③ 思ったことを、言うことができる。



【権利が守られないと…】



どうして「権利」が大切なのか、わかったかな？

## 条例（決まり）って、どんなもの？

様々な「子どもの権利」のなかでも、条例では、つぎの4つを特に大切な権利だとしています。

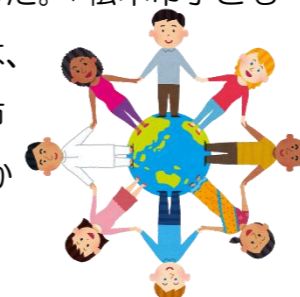
- ① 自分の力で育つ権利
- ② 安心して生きる権利
- ③ 自分らしく生きる権利
- ④ 社会に参加する権利

次のア～エは、子どもの権利を守るために、松本市が取り組んでいることです。上の①～④のどの権利を守るための取組みか、考えてみましょう。

	松本市が取り組んでいること	答え (①～④)
ア	子どものための相談室「こころの鈴」を作って、みんなの相談を聞いています（くわしくは、次のページへ）。	
イ	「まつもと子ども未来委員会」という委員会を作り、子どもたちが、松本をより良くする方法を考え、市長に提案しています。	
ウ	「松本子どもまつり」というイベントで、子どもたち自身の力でイベントの内容を考え、進められるよう、支えています。	
エ	一人ひとりのちがいを受け止めながら、おたがいを大切にし、自分らしく生きていけるよう、道徳の授業を行っています。	

### コラム 条約と条例

「条約」は、国の決まりで、「条例」は、都道府県・市町村の決まりです。「子どもの権利条約」は、1989年に国際連合で定められた世界の決まりで、日本も、1994年に守ることを約束しました。「松本市子どもの権利に関する条例」は、条約をもとにした松本市の決まりで、2013年から始まりました。



### 【考えてみよう】～みんなの権利～

子どもの権利は、子どもたちみんなにあります。学校、性別、得意なことや苦手なことなどに関係なく、あなたも、まわりの友だちも、みんなが持っています。

それでは、「気に入らない相手にいやがらせをする」ことも権利のひとつなのでしょうか。あなたは、どう思いますか。

